

社会保障・税番号大綱 (案)

—主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築—

政府・与党社会保障改革検討本部

2011/06/30

目次

第 1	はじめに	1
第 2	基本的な考え方	2
1.	番号制度の導入の趣旨	
(1)	背景	
(2)	課題	
(3)	制度導入の目的と期待される効果	
(4)	諸外国の制度	
(5)	我が国の理念	
(6)	実現すべき社会	
(7)	大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援	
2.	番号制度で何ができるのか	
(1)	よりきめ細やかな社会保障給付の実現	
(2)	所得把握の精度の向上等の実現に関するもの	
(3)	災害時の活用に関するもの	
(4)	自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの	
(5)	事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの	
(6)	医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの	
3.	番号制度に必要な 3 つの仕組み	
(1)	付番	
(2)	情報連携	
(3)	本人確認	
4.	安心できる番号制度の構築	
(1)	「番号」の保護等の必要性	
(2)	個人情報の保護の必要性	
(3)	住民基本台帳ネットワークシステム最高裁判決との関係	
5.	番号制度の可能性と限界・留意点	

(1) 番号制度の可能性	
(2) 番号制度の限界	
(3) 番号制度のバックアップ体制	
(4) 本人同意の取扱い	
6. 番号制度の将来的な活用	
7. 今後の進め方	
(1) 国民の納得と理解を得るための活動	
(2) 地方公共団体等との連携	
(3) 番号制度の導入に係る費用と便益	
(4) 今後のスケジュール	
第3 法整備	25
I 基本理念	25
II 個人に付番する「番号」	26
1. 付番	
2. 変更	
3. 失効	
III 「番号」を告知、利用する手続の範囲	27
1. 年金分野	
2. 医療分野	
3. 介護保険分野	
4. 福祉分野	
5. 労働保険分野	
6. 税務分野	
(1) 国税	
(2) 地方税	
7. その他	
IV 「番号」に係る個人情報とは	33

1.	社会保障分野	
2.	税務分野	
3.	その他両分野共通のもの	
V	「番号」に係る本人確認等の在り方	35
1.	本人確認及び「番号」の真正性確保措置	
2.	「番号」のみで本人確認を行うことの禁止	
VI	「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置	36
1.	「番号」の告知義務	
2.	「番号」の告知要求の制限	
3.	「番号」の虚偽告知の禁止	
4.	「番号」を利用する個別法による罰則の検討	
5.	「番号」に係る個人情報の閲覧、複製及び保管等の制限	
6.	「番号」に係る個人情報保護のための委託、再委託等に関する規制	
7.	「番号」に係る個人情報の電子計算機処理等に関する秘密についての守秘義務	
8.	「番号」に係る個人情報の安全管理措置義務	
9.	「番号」に係る死者の識別情報の安全管理措置義務	
10.	「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認	
(1)	「番号」に係る個人情報へのアクセス	
(2)	アクセス記録の確認	
11.	代理の取扱い	
(1)	法定代理	
(2)	任意代理	
12.	情報保護評価の実施	
VII	「番号」を生成する機関	41
1.	組織形態	

2.	市町村長への「番号」の通知	
3.	情報保有機関との関係	
VIII	情報連携	42
1.	「番号」に係る個人情報の提供等	
2.	情報連携の範囲	
3.	情報保有機関が保有する基本 4 情報の住基ネット基本 4 情報との同期化	
4.	情報連携基盤の運営機関	
IX	自己情報の管理に資するマイ・ポータル	44
1.	設置	
2.	機能	
3.	業務継続措置	
4.	運営機関	
X	マイ・ポータルへのログイン等に必要な I C カード	45
1.	概要	
2.	交付等	
3.	公的個人認証サービスの改良	
X I	第三者機関	48
1.	設置等	
2.	権限・機能等	
(1)	問題の発見・調査に関する権限・機能	
(2)	発見・調査した問題を解消する権限・機能	
(3)	情報連携基盤等の監査及び情報保護評価に関する権限・機能	
(4)	その他	
X II	罰則	50
1.	行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等を主体とするもの	

2.	行政機関の職員等以外も主体となり得るもの	
3.	委員会の委員長等に対する守秘義務違反	
XⅢ	法人等に付番する番号	53
1.	付番	
2.	変更	
3.	通知	
4.	検索及び閲覧	
5.	「法人番号」の適切な利用に資する各種措置	
6.	法人等付番機関	
第4	情報の機微性に応じた特段の措置	55

第1 はじめに

社会保障・税番号大綱（以下「大綱」という。）は、社会保障と税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）に関し、本年1月31日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定した「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（以下「基本方針」という。）及び本年4月28日に公表した「社会保障・税番号要綱」（以下「要綱」という。）を踏まえ進めてきた検討に基づき、具体的に法令その他で措置する制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、今後の法案策定作業を念頭に政府・与党として方向性を示すものである。

今後、大綱をいわゆるパブリックコメントに付し、国民の皆様のご意見等を伺い、そのご意見等も踏まえ、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会（以下「実務検討会」という。）で必要な点については方向修正を行った上で、国と地方公共団体・関係機関（日本年金機構や医療保険者等をいう。以下同じ。）（以下「国・地方公共団体等」という。以下同じ。）との相互調整を行うなど、地方公共団体等の実情や費用対効果を踏まえ、スケジュール等の弾力性を確保しつつ、制度導入に向けた準備を進めて参りたい。

第2 基本的な考え方

1. 番号制度の導入の趣旨

(1) 背景

現在、我が国においては、現行社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降、社会経済情勢が大きく変化する中で、少子高齢化により高齢者の増加と労働力人口の減少が続いており、また、格差拡大への不安が高まっている。このような時代背景に鑑みれば、従来以上に、社会保障と税を一体として捉え、より正確な所得等の情報に基づいて適切に所得の再分配を実施し、もって国民が社会保障給付を適切に受ける権利を守る必要に迫られている。

また、日々進歩を続ける情報通信技術は、官民を問わずあらゆる分野に恩恵をもたらすものであり、国民の生活に関わる様々な制度の設計も、近年の情報化の進展を適切に踏まえたものとする必要がある。特に、国民に一定の負担を求める社会保障や税の分野においては、情報化の進展を踏まえて、制度・運営の効率性や透明性を高めることも、国民の信頼を高める上で極めて重要である。

社会保障制度や税制に対する国民の信頼を得るには、給付や負担の公平性を実感してもらうことが重要である。その観点から、給付や負担の基準となる所得等の情報を的確に把握し、それに基づいた制度運営を行うことが求められている。

(2) 課題

一方、国民がこれまで行政に対して抱いてきた不満は、国民一人ひとりが公平・公正に扱われているだろうか、自分の納めた税金や保険料にふさわしい社会保障給付がきめ細やかに、かつ的確に行われているだろうか、自分の権利がしっかりと守られ、そのことを自分の目で確認することができるだろうか、といった点において、必ずしも十分な制度が構築されてこなかったことにある。

また、国民が行う行政手続等においては、一つ一つの手続に重複した添付書類が求められるなど煩雑かつ不便でコストがかかり、制度上利用できるサービスであってもそれを知らないためにみすみす受給の機会を逃してしまう、などといった国民の負担や不公平が生じている。

他方、行政にとっても、国民それぞれの実情にあったサービスを提

供するための前提としての正確な本人特定ができず、したがって、真に手を差し伸べるべき者に対するセーフティネットの提供が万全ではなく、不正行為の防止や監視が必ずしも行き届かない状況にある。

行政においては、これを補うために多大なコストと時間と労力をかけて数多くの書類を審査し、結果として人的なミスを誘発しやすい作業を毎年繰り返している。国と地方の間、国の各府省間、地方公共団体間の情報の連携や、各行政機関・地方公共団体内部の業務間の情報の連携が不足しており、本来国民へのサービスに振り向けられるべき財源や人的資源が重複する作業等に費消されている。

さらに、国民が不満・負担等を感じる状況は、民間サービスにおいても生じており、民間事業者も、正確な本人特定・本人確認のために多大なコスト・時間・労力を要している状況にある。

これらの事態は、我が国において、複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が存在しないことが大きな要因となっている。年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる必要性や、医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる必要性が、この基盤なしには充足し難いのである。

この基盤がないために、具体的には、

- ・所得の申告漏れを防止するために税務署に提出される法定調書（取引情報）のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界がある
- ・より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい（所得比例年金や給付付き税額控除等）
- ・長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい（年金記録の管理等）
- ・医療保険等において保険者等の関係機関相互の連携が非効率（旧保険証利用を原因とした過誤調整事務等）
- ・養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しいなど様々な課題が生じている。

（３）制度導入の目的と期待される効果

番号制度は、こうした背景を踏まえ、上記のような様々な課題を、情報通信技術を活用することで、完全に解決できないまでも少しでも緩和できないかという問題意識を発端としつつ、まずは、制度の枠組

みを超えて社会保障制度や税制を一体的に捉え、社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めようという観点から、それらのために必要な基盤として導入が検討されているものである。

すなわち、番号制度の目的は、正確な本人確認を前提に、3.（1）で定義する「番号」（以下「番号」という。）を活用して所得等の情報を把握し、それらの情報を社会保障や税の分野で効果的に活用するとともに、IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組み¹を国・地方で連携し協力しながら整備することにより、国民生活を支える社会的基盤を構築することである。

このような番号制度の活用により、所得情報の正確性を向上させることができ、それをベンチマークとして、社会保障制度や税制において、国民一人ひとりの所得・自己負担等の状況に応じたよりきめ細やかな制度設計が可能となり、ひいてはより適切な所得の再分配を行うことができるようになる。また、低所得者対策として、医療・介護等に係る自己負担を抑制するための2.（1）①で定義する「総合合算制度（仮称）」を導入することも可能となる。その結果、真に手を差し伸べるべき者に対する社会保障の充実や、負担・分担の公正性の確保、各種行政事務の効率化が実現できる。

さらに、IT化された情報連携システムの範囲をより拡大した場合には、自らの利用する医療・介護等の社会保障サービスに関する情報の入手・活用が可能になるとともに、様々な手続の簡素化やオンライン閲覧等行政の電子化にもつながるものであることから、国民の利便性の更なる向上も実現できる。²また、個人の匿名性を確保した上で診療情報等の二次利用を行えば、医療統計データの効率的な収集が可能となり、医学の向上にも資することとなる。³

（４）諸外国の制度

このような番号制度は、既に諸外国の多くで導入されているものである。例えば、古くから教会が住民管理をしていた歴史的経緯等から

¹ 情報連携のためのルールや情報システム等。なお、このような仕組みについては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）において導入が検討されている「国民ID制度」と共通するもの。

² これら電子行政のメリットについては、IT戦略本部において国民ID制度の観点から議論がなされている。

³ 例えば、がん登録患者に関する医療機関等からの情報の照合がしにくく、地域がん登録の精度が低い。このため、がん診療の水準の向上が妨げられている。

幅広い行政分野で単一の番号を利用しているスウェーデン、安全保障上の要請から導入した韓国、戸籍や住民登録制度が無かったために社会保障番号を導入したアメリカ、国家による一元管理を回避するため情報技術を駆使したセクトラルモデルを採用するオーストリア、近年納税者番号を導入したものの他分野での利用や情報連携に慎重なドイツ等がある。

（５）我が国の理念

我が国では、未だ番号制度がない中で、なぜ今回導入するのか。それは、国民の権利を守ること、すなわち社会保障給付を適切に受ける権利、さらには種々の行政サービスの提供を適切に受ける権利を守ることにある。

従来、番号制度は、ともすれば高額所得者に対する所得の捕捉といった観点から議論されることが多かったが、今回導入する番号制度は、主として給付のための「番号」として制度設計することとされている。そのため、低所得で資産も乏しい等、真に手を差し伸べるべき者に対して、給付を充実させるなど、社会保障をよりきめ細やかに、かつ、的確に行うことが重要であり、そのためにも受益・負担の公平性・透明性を高めようとするものである。

つまり、番号制度は、まずは、公平性・透明性を担保し、もって本当に困っている国民を支えていくための社会インフラであり、国民にとって、そのようなメリットが感じられるものとして設計されなければならない。

（６）実現すべき社会

このような観点から、番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤を提供することにより、国民が公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られるように、主権者たる国民の視点に立って、以下のような社会を実現することを理念とするものである。

- ① より公平・公正な社会
- ② 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- ③ 行政に過誤や無駄のない社会
- ④ 国民にとって利便性の高い社会

⑤ 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

番号制度は、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段となるという、いわば国民と国・地方公共団体等との間の新しい信頼関係を築く絆となるものであり、その前提として国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をよりの確に把握するための仕組みである。

(7) 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援

今般、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、被災者救援・震災地復興が我が国における最大の課題となっている。

特に、今後の被災者の生活再建には、中長期的な取組が必要であり、番号制度の迅速な導入は、これに資するものと考えられる。

また、今後起こり得る大災害にあらかじめ備え、実際の災害発生時に即応でき、復興再建の局面でも効力を発揮するよう、防災福祉の観点からも、番号制度の在り方を考える必要がある。

2. 番号制度で何ができるのか

前記1. (6) ①から⑤までに掲げる目指すべき社会の実現に向け、将来的には幅広い分野での利用も目指しつつ、当面は、主に社会保障と税分野において、関係機関のシステム対応等を前提に、後記第3Ⅲに掲げる「番号」を告知、利用する手続の範囲における「番号」の告知、利用及び後記第3Ⅷに述べる情報連携によって、次に掲げる制度の実現、利便性やサービスの質の向上、行政事務の効率化等を実現することを想定して検討を進めることとする。

(1) よりきめ細やかな社会保障給付の実現

社会保障の給付や負担の状況に関する情報を、国・地方公共団体等相互で、正確かつ効率的にやり取りすることで、以下に例示するように、個人や世帯の状況に応じたきめ細やかな社会保障給付の実現が可能になる。

- ① 社会保障の各制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度（仮称）」の導入
- ② 高額医療・高額介護合算制度において、自己負担限度額の上限に達した場合、国民が医療機関や介護事業者に費用を立て替えること

なく、その後の医療・介護サービスを受けることができるようにすること

- ③ 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止。具体的には、以下のよう
な把握、確認が容易になる。
- ・ 高額医療・高額介護合算制度における保険者等の関係機関間での
給付状況の把握
 - ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく給付金支給に当た
っての他制度の給付状況の確認（傷病手当金の支給に当たっての
障害年金等の給付状況確認等）
 - ・ 児童扶養手当の認定に当たっての公的年金の受給状況の確認
 - ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に
当たっての公的年金の受給状況の確認
 - ・ 各種公的年金給付に当たっての雇用保険の受給状況の確認
 - ・ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく年金た
る保険給付の支給に当たっての厚生年金保険法（昭和 29 年法律
第 115 号）等の年金給付の受給状況の確認
 - ・ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく各種扶助支給に
当たっての他制度給付状況（各種公的年金、雇用保険給付、児童
扶養手当等）の確認
 - ・ 各種公費負担医療制度と医療保険間での調整事務や公費負担医療
制度間での調整事務

（２）所得把握の精度の向上等の実現に関するもの

法令又は条例に基づき税務当局が行う国税・地方税の賦課・徴収に
関する事務（申告書の処理、調査等）に「番号」及び法人等に付番す
る番号（第 3 X Ⅲに規定するもの。以下「法人番号」という。）を活
用する。このことにより、例えば、税務当局が取得する各種所得情報
や扶養情報について、「番号」又は「法人番号」を用いて効率的に名
寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握に資する。

このような対応が可能となるよう、税務当局に提出される既存の申
告書・法定調書等については、その提出者（申告を行う者、法定調書
の提出義務者等）に対し、提出者本人及び記載項目とされている第三
者（扶養控除の対象者、給与等の支払を受ける者等）に係る「番号」
又は「法人番号」の記載を求めることとする。なお、今後「番号」又
は「法人番号」の記載の具体的な開始時期、正しい「番号」の告知や
本人確認の担保方法等について検討を進める。また、番号制度の導入

趣旨を踏まえ、諸外国の事例も参考として、法定調書の拡充についても検討を進める。

(3) 災害時の活用に関するもの

防災福祉の観点から、以下のような取組に活用可能である。

① 災害時要援護者リストの作成及び更新

要介護認定や障害等級等の情報等、分野横断的に要援護者の情報を集約できるとともに、各種個人情報に変更等が生じた場合にも迅速なリストの更新が可能となる。また、他市町村からの転入者が要援護者であった場合、市町村を越えての情報のやり取りが容易になる。さらに本人同意の下、服薬情報等もリストに掲載し、医療機関等とも連携を図ることができれば、仮に震災等の災害が起きたときにも、避難所等への効率的な医薬品配給や医療の提供に寄与する。

② 災害時の本人確認

被災住民が避難所等で自己の4情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。以下「基本4情報」という。）及び「番号」を告知することにより、迅速に避難者リストの作成が可能になる。さらに、地方公共団体の独自の取組として、本人の同意を前提に、顔写真データを地方公共団体が保有する仕組みを設けることも考えられる。

③ 医療情報の活用

災害に伴いかかりつけの病院が被災し、個々人の医療情報が滅失する可能性がある。このため災害時における特段の措置として、保険者が保有するレセプト情報を医療機関等が「番号」を基に確認できるようにすれば、継続的、効果的な医療支援を行うことができる。

④ 生活再建への効果的な支援

被災者生活再建支援金等の申請に当たって、必要な証明書等の添付書類が不要になるなど支援金等の迅速・適正な支給が可能になる。また、援助対象者を長期にわたって把握することが可能になることから、被災地市町村から転出した場合にも、必要な支援を継続して行うことが可能になる。さらに、震災等の異常事態発生時には、金融機関から被災者への預金の払戻し等を「番号」を活用してスムーズに行うことも可能とする。

(4) 自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

国民が、社会保障・税に関する自分の情報や、利用するサービスに関する情報を自宅のパソコン等から容易に閲覧可能となり、必要なサービスを受けやすくなるなど国民の利便が高まる。具体的には、以下のような情報提供が想定される。

- ・各種社会保険料（年金・医療保険・介護保険・雇用保険）
- ・サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）
- ・福祉サービスを受給している者に対する制度改正等のお知らせ
- ・自己の過去の税務申告や納付履歴に関する情報
- ・確定申告等を行う際に参考となる情報

(5) 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

国・地方公共団体等間で、申請等に必要な情報を適時にやり取りすることで、事務・手続の簡素化が図られ、国民及び国・地方公共団体等の負担が軽減され、利便が高まる。

① 添付書類の削減等

国民が申請・申告等をする場合に必要な行政機関が発行する書類の添付を省略すること等で、国民の利便が高まるとともに、各機関の事務コストも削減できる。具体的には、現時点の制度（時限立法措置によるものも含む。）を前提として、以下のようなものが想定される。

【所得情報等に関する証明書（所得証明書、納税証明書等）の添付が省略される手続の例】

番号制度の導入に併せて、税法上の守秘義務が課せられている所得情報等の提供を可能とする立法措置が講じられていることを前提に、以下の手続における所得情報等に関する証明書の添付を省略することが想定される。

- ・国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）等による加給年金、振替加算及び障害基礎年金の申請に関する手続
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等による高額療養費の決定に関する手続
- ・健康保険法等による高額医療・高額介護合算制度の申請に関する手続
- ・健康保険法等による入院時食事療養費等の決定に関する手続

- ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給申請に関する手続
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給申請に関する手続
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業による医療の給付申請に関する手続
- ・ 児童福祉法による結核児童への療育の給付申請に関する手続
- ・ 児童福祉法による助産の実施の給付申請に関する手続
- ・ 母子保健法（昭和 48 年法律第 141 号）による未熟児への養育医療を給付申請する手続
- ・ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による養護老人ホームに入所する際の利用者負担の決定に関する手続

【住民票の添付が省略される手続の例】

番号制度を契機に、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を活用することにより、以下の手続における住民票の添付を省略することも想定される。

○ 社会保障分野

- ・ 国民年金法及び厚生年金保険法による被保険者・受給者に係る裁定請求・届出に関する手続
- ・ 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給申請に関する手続
- ・ 児童福祉法等による社会福祉施設等の入所に関する手続
- ・ 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による母子寡婦福祉資金貸付金の貸付申請に関する手続
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給申請に関する手続
- ・ 独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）による心身障害者扶養共済の加入申込みに関する手続

○ 税務分野

- ・ 住宅借入金等（特定増改築等住宅借入金等を含む。）を有する場合の特別控除に係る所得税の確定申告手続
- ・ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に係る所得税の確定申告手続

- ・ 居住用財産の譲渡所得の特別控除に係る所得税の確定申告手続
- ・ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別税額控除に係る所得税の確定申告手続
- ・ 認定長期優良住宅の新築等をした場合の特別税額控除に係る所得税の確定申告手続
- ・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例に係る所得税の確定申告手続
- ・ 居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例に係る所得税の確定申告手続
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例に係る所得税の確定申告手続
- ・ 特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例に係る所得税の確定申告手続
- ・ 小規模宅地等の特例に係る相続税の申告手続
- ・ 相続時精算課税選択届出に係る贈与税の申告手続
- ・ 配偶者控除の特例に係る贈与税の申告手続
- ・ 住宅取得等資金の非課税制度に係る贈与税の申告手続

② 医療機関における保険資格の確認

医療機関におけるオンラインでの医療保険資格の確認を可能にすることにより、レセプトへの資格情報の転記ミスや保険者の異動情報が確認できないこと等により生じている医療費の過誤調整事務が軽減でき、医療機関・審査支払機関・保険者等における事務コストを削減できる。

③ 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

現在、国と地方にそれぞれ記載事項が共通であるものを提出する義務のある一定額以上の給与、年金の支払調書について、オンラインでの電子的な提出状況を踏まえ、電子的な提出先を一か所とするなど事業者負担の軽減が実現できるとともに、各機関の事務コストも削減できる。

(6) 医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの⁴

⁴ これらの利用場面については、取り扱われる情報の機微性等を踏まえて、法制度等について特段の措置を講じることが前提となる。（「第4 情報の機微性に応じた特段の措置」

後記 7. (2) の地方公共団体からの提案には、上記の行政等の事務や手続の効率化等に関するもののほか、個々人の心身の状況や提供された医療・介護等のサービスの内容の情報をを用いることで医療・介護等のサービスの質や公衆衛生・医療水準の向上に資するとするものが含まれている。また、行政等の事務や手続の中には、給付申請等に当たり医師の診断書等の添付を求めているものも多く、その書面の添付を省略できれば、国民や関係者にとって一定の負担軽減となると考えられる。

医療・介護等のサービスの充実や質の向上は、国民生活の充実に直結するものであり、番号制度の下でできる限り多くの場面で用いることができるようにすべきものである。以下に、利用場面の一例を示すが、今後、施策の優先順位や費用対効果を見極めつつ、社会保障分野サブワーキンググループにおける議論や医療・介護等のサービス関係者からの意見を踏まえて更なる利用場面の拡充を検討する。

- ① 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できるようになる。
- ② 行政機関において、乳幼児健診履歴等について、継続的に把握できるようになり、児童虐待等の早期発見に資する。
- ③ 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる。
- ④ 地域がん登録等において患者の予後の追跡が容易となる。
- ⑤ 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合において異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる。
- ⑥ 医療機関と行政機関等との情報連携を進めることにより、各種行政手続等において本人に求めている診断書の添付が不要となる。
- ⑦ 保険証機能を券面に「番号」を記載した 1 枚の I C カードに一元化し、I C カードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証等を提示したものとみなすこととすることで、利用者の利便性の向上を図ることができる。

3. 番号制度に必要な 3 つの仕組み

番号制度を上記のとおり、複数の機関に存在する個人や法人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤として構築す

を参照。)

るためには、以下の3つの仕組みが必要となる。

(1) 付番

新たに「番号」を最新の基本4情報と関連づけて付番する仕組みをいう。

「番号」は、所得等の情報を把握し、それらの情報を社会保障や税の分野で効率的に活用するための番号であり、また、国民が行政機関等の窓口で提示する番号である必要がある。

したがって、番号制度においては、①国民一人ひとりに一つの番号が付与されていること（悉皆性⁵）⁶、②全員が唯一無二の番号を持っていること（唯一無二性）⁷、③「民—民—官」の関係で利用可能なこと⁸、④目で見て確認できる番号であること⁹、⑤最新の基本4情報が関連付けられていること¹⁰の5つの特性を併せ持つ番号を使用することとする。

(2) 情報連携

複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組みをいう。

情報連携においては、データベース（「番号」に係る個人情報（第3Ⅳで定義するもの。以下同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の「番号」に係る個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を有する機関が、他の機関が有するデータベースのうち特定の情報を必要とする際に、本人を一意に特定する何らかの識別子を介在して新たに情報を取得することとなる。

⁵ “一つ残らず全部”という意味。

⁶ 負担・給付の対象者全員に番号がないと、公平な負担や適切な給付がなしえないため。

⁷ 情報の名寄せ・突合を効率的・正確に行うため。

⁸ 例えば、A社からB個人に給与が支払われた場合を想定すると、B個人が得た給与を国・地方が把握するには、B個人の番号が記載された支払調書が、A社から国・地方に提出される必要がある。そのため、B個人は、自身の番号をA社に対して示さなければならない。この意味で、番号はB個人(民)→A社(民)→国・地方(官)と利用されるものである。

⁹ 上記脚注8で記載のとおり、B個人から示された番号を、A社が確認する必要があるため。

¹⁰ 同姓同名同生年月日の人同士を区別するために必要であるほか、地方における社会保障給付や課税などを、どの地方公共団体が行うべきか定めるために必須。

この際、連携される個人情報の種別や理由等を明確にするために、制度上、情報連携基盤（法令で定める事務について「番号」に係る個人情報を情報保有機関（「番号」に係る個人情報を保有する行政機関、地方公共団体及び関係機関をいう。以下同じ。）間でやり取りするための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用することを義務付ける必要がある。

なお、情報保有機関から税務署長等に対する確定申告書、法定調書の提出手続¹¹及び厚生労働大臣に対する当該情報保有機関の従業員等に係る年金や雇用保険の資格取得等の手続については、専ら一方の行政目的を達成するために法令の規定に基づいて申告義務者、法定調書提出義務者又は雇用主の義務として行う行為にほかならないことから、「情報を相互に活用する」情報連携には当たらないものである。

（３）本人確認

個人が「番号」を利用する際、利用者が本人であることを証明するための本人確認（公的個人認証サービス等）の仕組みをいう。

この仕組みは、対面での本人確認やオンラインでの本人認証に活用する必要がある。こうした本人確認をした上で、利用者が「番号」の持ち主であることを確認する仕組みとすることが望ましい。

具体的には、券面に基本４情報及び顔写真が記載され、公的個人認証サービスを標準搭載し、「番号」をＩＣチップに記録した後記第３ＸのＩＣカードを現行の住民基本台帳カードを改良の上、国民に交付し、対面での本人確認やオンラインでの認証に活用することが考えられる。

上記ＩＣカードの交付方法については、その交付対象者が当該対象者であることを確認し、かつ、交付対象者に確実に交付されるよう法令で規定し、成りすまし防止を徹底する必要があると考えられる。

４．安心できる番号制度の構築

（１）「番号」の保護等の必要性

「番号」の有する悉皆性、唯一無二性という性格は、特定の個人を

¹¹ 所得税と住民税においては、所得税の確定申告書の提出が住民税の申告書の提出とみなされ、市町村による所得税に関する情報の閲覧が法定されていることから、確定申告データ及び確定申告データと一体となって付随する情報等については、国税・地方税間の情報連携に該当しない。

識別する（あるいはその時点で個人を特定せずとも属性情報の蓄積により将来的に特定の個人を識別する）のに有効なツールであり、社会において容易に活用が広まりやすいといった特性を有しているため、本人の申告による「番号」のみで本人確認が行われていたアメリカや韓国等でも成りすまし等の不正な利用が社会問題化している。

このような諸外国の状況を踏まえると、「番号」を取り扱う機関において、本人であることの証明手段がないまま、「番号」のみで本人確認が行われれば、成りすましの温床となり、制度そのものの根幹を揺るがしかねないことから、本人確認を行う際は、「番号」のみをもって本人確認の手段としない取扱いとする必要がある。

番号制度の構築に当たっては、こうした「番号」の有する性格や諸外国の状況を踏まえて十分な対策を講じる必要がある。

（２）個人情報の保護の必要性

番号制度においては、国民が公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、利便性が向上し、権利利益がより確実に守られることを目的として、個人情報を有効に活用することが必要となる。

一方、個人情報の有用性が高まれば、扱い得る情報の種類や情報の流通量が増加し、情報の漏えい・濫用の危険性も同時に高まることから、情報活用の場面における不正は防がねばならない。もしこれを疎かにするならば、国民のプライバシーの侵害や、成りすましによる深刻な被害が発生する危険性がある。

仮に、様々な個人情報が、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず（萎縮効果）、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない。

これらの懸念を整理すると、番号制度に対し、国民の間に生じるのではないかと考え得る懸念は、次の３点にまとめられる。

① 国家管理への懸念

国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかとといった懸念

② 個人情報の追跡・突合に対する懸念

「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、

- 集積・集約された個人情報外部に漏えいするのではないかと
いった懸念
- 集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人
人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱わ
れたりするのではないかといった懸念
- ③ 財産その他の被害への懸念

「番号」や個人情報の不正利用又は改ざん等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念

そこで、国民の利便性や個人情報の有用性にも配慮しつつ、上記の懸念に適切に対処して、主として以下のような個人情報保護の措置を講じることにより、国民に安心して番号制度を利用していただくための十分な個人情報保護方策を講じることとする。

懸念の種類	制度上の保護措置	システム上の安全措置
①国家管理への懸念	・ 第三者機関による監視 ・ 自己情報へのアクセス記録の確認	・ 個人情報の分散管理 ・ 「番号」を直接用いない情報連携
②個人情報の追跡・突合に対する懸念	・ 法令上の規制等措置¹² ・ 第三者機関による監視 ・ 罰則強化	・ 「番号」を直接用いない情報連携 ・ アクセス制御 ・ 個人情報及び通信の暗号化
③財産その他の被害への懸念	・ 法令上の規制等措置 ・ 罰則強化	・ アクセス制御 ・ 公的個人認証等

番号制度の導入に当たっては、国民が自己情報をコントロールできる仕組みとしつつ、情報漏えい等をしっかりと防ぐ対策を講じるなど、個人情報の保護を図ることが肝要である。番号制度は、こうした取組を行う中で、最小の費用で確実かつ効率的な仕組みとして整備する必要がある。

番号制度を導入するには、同時にこのような個人情報保護の仕組みを整備することが不可欠かつ肝要であることを認識し、整備に向けて真摯に取り組まなければならない。

¹² 基本的には法律又は法律の授權に基づく政省令による全国一律の規制を想定している。

(3) 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁判決との関係

番号制度の構築に当たっては、住基ネットに係る最高裁合憲判決（最判平成 20 年 3 月 6 日）の趣旨を十分踏まえる必要がある。

同判決の趣旨を踏まえれば、番号制度は、

- ① 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
 - ② 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
 - ③ 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
 - ④ システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
 - ⑤ 目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
 - ⑥ 第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること
- 等の要件を備える必要がある。

したがって、上記の要件を充足するため、それぞれ下記のと通りの制度設計を行うこととする。

- ①については、「番号」に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨、法律に規定するとともに、正当な理由のない提供行為等を処罰する罰則を設ける。
- ②については、(a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、(b) 情報連携基盤においては、「民－民－官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、(c) 更に当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。¹³
- ③については、「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令¹⁴

¹³ 情報連携基盤の構築に当たっては、将来的に幅広い行政分野における情報連携を可能とすることに留意する。

¹⁴ 技術的・細目的事項等について政省令に委任することが考えられる。

に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに¹⁵、情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル（情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）上で確認できるようにする。

- ④については、情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。
- ⑤については、行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）より法定刑を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に対処する直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。
- ⑥については、国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置する。

番号制度においては、取り扱う個人情報が、住基ネットの本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード等をいう。以下同じ。）よりも秘匿性の高い社会保障・税に関わる情報を中心としており、かつ、住基ネットが行わないこととしているデータマッチングを行うこととするものであることから、一層高度の安全性を確保することが求められる。

5. 番号制度の可能性と限界・留意点

（１）番号制度の可能性

現在、社会保障や税を含む行政分野では、国・地方公共団体等との連携をより強化することにより、制度及びその運営をより公平・公正で効率的なものに改善できる可能性がある。

もちろん、番号制度を導入しただけで、これらが即座に実現できる

¹⁵ 対象となる個人情報のうち、あらかじめ本人の同意を得て情報連携する必要がある個人情報については、その旨法律又は法律の授權に基づく政省令に記載することとする。

わけではなく、社会保障制度や税制等の諸制度の改革を併せて検討していくことが必要である。番号制度は既存の事務や業務そのものの見直しを可能とする基盤ともなるため、更に質の高い行政サービスを提供し、国民がそのメリットを享受できるよう、番号制度を活用し、業務の在り方の見直しに取り組んでいくべきである。その際、システム最適化の観点も併せて検討していく必要がある。

さらに、番号制度は、各分野に共通する社会基盤として、制度改革の選択肢を広げ、これまで構想できなかったような改革も、番号制度を前提とすれば実施できる可能性があることも忘れてはならない。

（２）番号制度の限界

一方、そのような制度改革と併せても、全てが完全に実現されるわけではない。例えば、全ての取引や所得を把握し不正申告や不正受給をゼロにすることなどは非現実的であり、また、「番号」を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることについて、国民の理解を得ていく必要がある。

しかし、これら全てが完全には実現できないにしても、番号制度の導入と制度改革による一定の改善には大きな意義がある。

（３）番号制度のバックアップ体制

番号制度が運用され始めた後に、例えば情報連携基盤に不具合等が生じた際には、社会保障制度や税務、ひいては国民生活に大きな影響を与える蓋然性が高い。

したがって、バックアップ体制やバックアップシステムの整備¹⁶を含め、不具合等発生時に迅速に対応できる範囲内の業務等を想定しつつ、番号制度の対象分野決定や制度設計を行うことが必要である。

（４）本人同意の取扱い

現在政府で検討している番号制度は、社会保障・税制度の効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保する社会的基盤となるものである。

すなわち、番号制度の導入により、社会保障・税務分野において、個々人のより正確な所得や負担の状況を把握した上で、国民一人ひと

¹⁶ システムが故障などにより稼働しなくなった場合に、その機能を代替するような体制を整えておくことや、その機能を代行するシステムを整備しておくこと。

りの置かれた状況に応じた的確な社会保障給付の実現を目指すものである。

この制度の趣旨に鑑みれば、「番号」を利用し、又は情報連携を行うに当たって本人同意を前提とする場合、いわゆる情報過疎の状態に置かれ行政が把握しにくい真に手を差し伸べるべき者に適切な給付を行うことが困難となる一方、意図的に不正申告を行い、又は不正受給を受けている者が番号制度に参加することも期待できず、制度導入の目的が図れないこととなる。

他方で、本人の関知しないところで「番号」の利用又は情報連携によって自己情報が名寄せ・突合されてしまうのではないかといった懸念も存在するところである。

したがって、番号制度の導入について、原則として本人同意を前提としない仕組みとする一方、前記4.（3）③への対応のとおり、「番号」の恣意的な利用を防止し国民に対してあらかじめ番号制度の活用事務について明らかにするため、「番号」を付番する事務の範囲及び情報連携を行う事務の範囲を法律又は法律の授權に基づく政省令に規定するとともに、自己情報のコントロールという観点から、情報連携を通じた個人情報のやり取りに係るアクセス記録について、マイ・ポータル上でいつでも本人が確認できる仕組みを設けることとする。

その上で、機微性の高い個人情報¹⁷のやり取り等あらかじめ本人の同意を得て「番号」の利用又は情報連携を行う必要がある個人情報については、その旨法律又は法律の授權に基づく政省令に記載することとする。

6. 番号制度の将来的な活用

以上のように、まずは国民の生活に直結する社会保障及び税の分野において広く「番号」を活用するとともに、「番号」に係る個人情報は情報保有機関が分散管理することとし、この分散管理を基にした高いレベルのシステム上の安全措置と制度上の保護措置を講じることにより、国民が安心して「番号」のメリットを享受できることとする。

その上で、番号制度の情報連携基盤がそのまま国民ID制度の情報連携基盤となり、将来的に幅広い行政分野や、国民が自らの意思で同意した場合に限定して民間のサービス等に活用する場面においても情報連携が可能となるようセキュリティに配慮しつつシステム設計を行うも

¹⁷ 特に取扱いに配慮が必要な個人情報を指す。

のとする。

7. 今後の進め方

(1) 国民の納得と理解を得るための活動

番号制度について国民各層の納得と理解が得られるよう、平成 23 年 1 月 31 日に政府・与党社会保障改革検討本部の構成員による番号制度創設推進本部を設置し、民間団体と協力しながら番号制度の創設を推進している。

具体的には、政府広報を今後とも積極的に実施するほか、中央・地方の各界各層の協力を得て本年度及び来年度の 2 か年をかけて全国 47 都道府県で番号制度に関するシンポジウムを行うこととしており、5 月 29 日の東京開催を皮切りに、各地でシンポジウムを開催しているところである。

また、番号制度導入のために周知・広報を行う民間団体を支援し、緊密な連携を行うものとする。

(2) 地方公共団体等との連携

介護・福祉をはじめとする国民生活に密接に関連する行政は、その多くが地方公共団体において実施されている。また、地方税の課税のため市町村が扶養情報等を名寄せした所得情報が各種福祉施策の基盤ともなっている。

このため、番号制度の活用による社会保障の充実や負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化の実現には、国と地方公共団体が密接に連携を図ることが必要不可欠である。また、日本年金機構や医療保険者等の関係機関も深く関わっている。

したがって、番号制度の導入に当たっては、国・地方公共団体等が相互に調整し、地方公共団体等の実情も踏まえながら、その在り方について議論・検討を進めていくことが必要である。

このことから、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会中間整理」（平成 22 年 12 月 3 日）に基づき、昨年 12 月から本年 1 月にかけて、全国知事会・全国市長会・全国町村会の地方三団体に対して、番号制度の利用場面等について意見を照会し、回答・提案をいただいております。大綱においては、この提案に対する各府省の検討結果に基づいて、利用場面を記載しているところである。

4 月 13 日には、第 7 回の実務検討会において、地方六団体の代表

の方々と実務検討会構成員との間で意見交換を行うとともに、要綱の策定に当たっては、全国知事会・全国市長会・全国町村会を通じて地方公共団体から意見を伺い、要綱に反映させている。

5月には、全国市長会の各支部総会において、各市長に対して番号制度について説明し、意見交換を行うとともに、東京において、各都道府県・指定都市に対して「社会保障・税番号要綱等についての担当課長説明会」を開催し、説明・意見交換を行ったところである。

大綱を取りまとめるに当たっても、6月24日開催の第10回実務検討会において、地方公共団体の代表と実務検討会構成員との間で意見交換を行うとともに、全国知事会・全国市長会・全国町村会を通じて地方公共団体から意見を伺い、大綱に反映させている。

このほか、関係機関とも、事務的に意見交換を行い、調整を行っているところである。

今後、7月から8月にかけて、全国16ブロックで開催される「地方税電子化協議会ブロック別・個別全国説明会」において、各地域の市町村担当職員を対象に説明及び意見交換を行うほか、さまざまな機会を捉えて地方に出向き、説明や意見交換の場を数多く設けるとともに、国・地方公共団体等が相互に意見交換を行う場を設けるなど、地方公共団体・関係機関の実情も踏まえながら、番号制度の実現に向けて議論・検討を進めていく。

なお、実務検討会の下におかれている「情報連携基盤技術ユーザーサブワーキンググループ」においては、実務及びシステムに詳しい地方公共団体等の実務者と相互に調整する場を設けている。

(3) 番号制度の導入に係る費用と便益

番号制度の導入に伴う各種のメリットを実現していく際には、新たなシステム開発が必要となり、相応のコストが発生せざるをえない。我が国の厳しい財政事情を踏まえれば、番号制度の導入に伴う国及び地方公共団体の各種事務の一層の行政効率化により、より大きなコスト削減効果の実現を図らなければならない。

「番号」を導入するための費用・期間については、一般的に、情報の活用範囲を広くするほど大きく・長くなることや、個人情報保護の仕組みの在り方等で相応の増減があり得ることから、システム等の技術設計や調達に当たっては、費用対効果を十分に踏まえて検討を行う。また、費用を誰がどのように負担するかについて、受益者負担の観点も踏まえつつ、別途検討する必要があること等について、留意する必

要がある。¹⁸

費用については、制度設計の仕方によって、実際のシステム改修の程度やその費用が異なってくることに留意する必要がある。

期間については、利用範囲を狭く限ったとしても、システム改修、「番号」交付、周知・広報等に要する期間を考慮に入れると、システム稼動までに少なくとも3～4年程度はかかる見込みであり、費用と同様、各利用事務に係る制度設計の仕方によって異なってくることに留意する必要がある。

また、番号制度を導入する場合の費用及び便益について、行政の効率化による経費削減効果を含め、国民にわかりやすく示すこととしている。

(4) 今後のスケジュール

番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが、以下を目途とする。

番号制度が円滑に施行されるよう、システム技術等の活用に当たっては、既存インフラとの整合性、将来の維持管理コスト、制度や業務要件等の可変性等を十分に考慮しながら弾力性を担保しつつ取り組むことが必要である。

ア 平成23年(2011年)秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案を国会に提出する。

イ 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始する。

ウ 平成26年(2014年)6月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付する。¹⁹

(※) 後記第3XのICカードについては、確実な本人確認の実施や国民の利便性の向上を図る観点から、導入や更新等に伴う種々のコストも勘案しつつ、国民への交付の在り方を検討

エ 平成27年(2015年)1月以降、「番号」を利用する分野のうち、

¹⁸ 情報連携の仕組みや個人情報保護の仕組みなど国民ID制度と共通する事項については連携して効率的に進め、二重投資を回避する必要がある。

¹⁹ 付番機関について、社会保障制度や税制の改革の方向性に照らして「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」については、基本方針を踏まえる。個人への「番号」の交付、法人等への「法人番号」の交付に当たっては、その施行日前においても、事務の実施に必要な準備行為ができる旨、番号法に規定する。

社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。

オ 平成 30 年（2018 年）を目途にそれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討する。

第3 法整備

我が国に番号制度を導入するためには、

- ・ 番号制度の基本理念
- ・ 「番号」及び「法人番号」の付番・通知等の在り方
- ・ 「番号」を告知、利用できる手続の範囲
- ・ 「番号」に係る個人情報
- ・ 情報連携基盤を用いることができる事務の範囲
- ・ 情報連携により提供される「番号」に係る個人情報の種類及び提供元・提供先
- ・ あらかじめ本人の同意を得て情報連携する必要がある「番号」に係る個人情報
- ・ 「番号」に係る本人確認等の在り方
- ・ 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置
- ・ 情報連携の仕組み
- ・ 自己情報の管理に資するマイ・ポータルについて
- ・ マイ・ポータルのログイン等に必要なＩＣカード等の要件
- ・ 第三者機関
- ・ 罰則
- ・ 施行期日
- ・ 施行のための準備行為

等について、法律又は法律の授權に基づく政省令に規定する必要がある。

I 基本理念

番号制度に係る共通的な事項について規定した番号法を制定し、番号法に主権者である国民の立場に立って、次に掲げる事項を基本理念として取り組むことを規定する。

- ① 社会保障給付及び社会保障負担並びに税の賦課及び徴収に関して、国民が公平さ及び公正さを実感できる社会の実現を目指すこと
- ② 社会保障給付が所得等の水準を的確に把握することにより適切に支給される社会の実現を目指すこと
- ③ 行政が適正かつ効率的に運営される社会の実現を目指すこと
- ④ システム技術、高度情報通信ネットワーク等を活用して国民生活の充実及び利便性の向上が図られる社会の実現を目指すこと

- ⑤ 行政機関の保有する「番号」に係る個人情報の適正な取扱いを確保し、当該個人情報へのアクセス記録を国民自ら確認できる社会を目指すこと

Ⅱ 個人に付番する「番号」

1. 付番

- (1) 付番対象となる個人は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号の住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者及び同法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる中長期在留者、特別永住者等の外国人住民とする。
- (2) 市町村長は、出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合には、後記第 3 VII 1. に規定する番号生成機関から指定された、住民票コードに一対一対応した「番号」を書面により個人に通知するとともに、住民基本台帳法に基づき、当該個人に係る住民票に当該「番号」を記載するものとする。ただし、ＩＣチップに「番号」が記録された後記第 3 X のＩＣカードが当該記録に係る者に既に交付されている場合には、当該記録に係る者に対して改めて当該通知を要しないものとする。
- (3) 市町村長は、住民票に「番号」を記載したときは、住民基本台帳法に基づき、当該住民に係る「番号」及び本人確認情報を都道府県知事及び番号生成機関に通知しなければならない。
- (4) 「番号」の付番に係る制度の所管は、総務省とする。
- (5) 付番が番号制度の根幹であることにかんがみ、国としても、安定的、効率的かつ透明な運用を可能とする適切な措置を講じるものとする。

2. 変更

「番号」を通知された者は、「番号」の変更を請求することができる。変更請求の要件等については、特段の要件を設けないこととする案や、「番号」の悪用により不利益を受けた場合その他市町村長が適当と認める場合等に請求できることとする案等が考えられるが、行政事務コストやシステム上の負荷等の観点も踏まえ、今後、番号法案策定時まで引き続き検討する。

3. 失効

- (1) 変更により、新しい「番号」を付番された場合、従前の「番号」は失効する。
- (2) 偽りその他不正の手段により「番号」が取り扱われた場合等においては、失効させることができる。

Ⅲ 「番号」を告知、利用する手続の範囲

国民が「番号」を告知、利用する手続については、当面、以下の各分野に掲げる範囲を念頭に置きつつ、さらに法案策定までに精査する。²⁰

1. 年金分野

- ・ 国民年金法による被保険者資格に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定の請求、年金たる給付の受給、保険料、国民年金基金への加入若しくは脱退、当該基金が支給する年金たる給付等に係る権利の裁定の請求及び給付の受給、掛金、国民年金基金連合会が支給する年金たる給付等に係る権利の裁定の請求及び給付の受給等に関する手続その他番号法の授權に基づく政省令で定める利用
- ・ 厚生年金保険法による被保険者資格に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定の請求、年金たる給付の受給、保険料、厚生年金基金への加入若しくは脱退、当該基金が支給する年金たる給付等に係る権利の裁定の請求及び給付の受給、掛金、企業年金基金連合会が支給する年金たる給付等に係る権利の裁定の請求及び給付の受給等に関する手続その他番号法の授權に基づく政省令で定める利用
- ・ 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）による年金たる給付等に係る権利の裁定の請求及び給付の受給、掛金に関する手続その他番号法の授權に基づく政省令で定める利用
- ・ 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）による年金たる給付

²⁰ 第 3 Ⅲに掲げる手続の他、低所得者対策などの社会保障関連手続についても法案策定までの間に精査する。

等に係る権利の裁定の請求及び給付の受給、掛金に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

- ・ 石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年法律第 135 号）による年金たる給付等に係る権利の裁定の請求、掛金に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）による被保険者資格に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定の請求、年金たる給付の受給、保険料に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）による組合員資格に係る届出、長期給付の支給の申請、掛金に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）による組合員資格に係る届出、長期給付の支給の申請、掛金に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）による加入者資格に係る届出、長期給付の支給の申請、掛金に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 恩給法（大正 12 年法律第 48 号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の受給に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）による年金である給付の受給に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、国民は基礎年金番号又は各種共済の長期組合番号等を用いる手続において、当該番号に代えて「番号」を用いることができることとし、国、日本年金機構、各共済組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、石炭鉱業年金基金又は適用事業所は、上記手続に係る事務において、「番号」を用いることができることとする。

2. 医療分野

- ・ 健康保険法による被保険者に係る届出、療養の給付の受給、保険料の支払に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

- ・ 船員保険法による被保険者資格に係る届出、被扶養者に係る届出、療養の給付の受給、保険料に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 国家公務員共済組合法による組合員資格に係る届出、被扶養者に係る届出、療養の給付等短期給付の受給、掛金に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 地方公務員等共済組合法による組合員資格に係る届出、被扶養者に係る届出、療養の給付等短期給付の受給、掛金に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 私立学校教職員共済法による加入者資格に係る届出、被扶養者に係る届出、療養の給付等短期給付の受給、掛金に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者資格に係る届出、療養の給付の受給、保険料に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による被保険者資格に係る届出、療養の給付等後期高齢者医療給付の受給、保険料に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 母子保健法による未熟児への養育医療の給付申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業による医療の給付の申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）による戦傷病者手帳の交付の申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による被爆者健康手帳の申請、医療の給付の申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、国民は、被保険者証等の記号及び番号を用いる手続等において、当該番号に代えて「番号」を用いることができること

とするとともに、国、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合連合会、健康保険組合、各共済組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険中央会、適用事業所又は保険医療機関若しくは保険薬局等は、上記手続に係る事務において、「番号」を用いることができることとする。

3. 介護保険分野

- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、国民は、被保険者証の番号を用いる手続において、当該番号に代えて「番号」を用いることができることとするとともに、国、都道府県、市町村、広域連合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険中央会又は介護サービス事業者等は、上記手続に係る事務において、「番号」を用いることができることとする。

4. 福祉分野

- ・ 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 児童福祉法による助産の実施の給付申請又は社会福祉施設等の入所に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 独立行政法人福祉医療機構法による心身障害者扶養共済の加入申込みに関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 生活保護法による生活保護の申請や各種届出に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

- ・ 母子及び寡婦福祉法による母子寡婦福祉資金貸付金の貸付申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 7 号の生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業として社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付の申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）による特別障害給付金の支給申請に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、国民は、社会保障に係る給付の申請手続等において、「番号」を用いることができることとするとともに、国、都道府県若しくは市町村又は社会福祉協議会は、上記手続に係る事務において、「番号」を用いることができることとする。

5. 労働保険分野

- ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）による公共職業安定所が行う職業紹介の申込みに関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付の支給に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、国民は、被保険者番号を用いる手続等において、「番号」を用いることができることとするとともに、国又は適用事業所は、上記手続に係る事務において、「番号」を用いることができることとする。

6. 税務分野

（１）国税

- ・ 国税に関する法令の規定に基づき税務署長等に提出する書類への記載及びこれに係る利用その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、本人及び税務代理人等が税務署長等に提出する確定申告書や法定調書等の書類に「番号」を記載することや、このために必要な事務に「番号」を用いることがこれに該当する。

- ・ 国税に関する法令の規定に基づき、税務職員等が適正かつ公平な国税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、税務職員等による申告書の処理、調査等に係る事務に「番号」を用いることがこれに該当する。

(2) 地方税

- ・ 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、本人及び税務代理人等が地方公共団体の長に提出する申告書や法定調書等の書類に「番号」を記載することや、このために必要な事務に「番号」を用いることがこれに該当する。

- ・ 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定に基づき、地方公共団体の職員等が適正かつ公平な地方税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用その他番号法の授権に基づく政省令で定める利用

具体的には、地方公共団体の職員等による申告書等の処理、調査等に係る事務に「番号」を用いることがこれに該当する。

7. その他

- ・ 社会保障及び地方税の分野における手続のうち、地方公共団体の条例に定めるものに係る利用

具体的には、地方公共団体が独自に条例に定めて行っている社会保障給付に係る手続や地方税に係る手続に関し、住民に「番号」の告知又は提出を求めることができるようにする。

- ・ 金融関連法令の規定に基づき、金融機関が行う業務のうち、震災等の異常事態の発生時における預金等の金融機関による払戻し等に係る利用その他番号法の授權に基づく政省令で定める利用

具体的には、上記の各分野における「番号」の利用に伴い金融機関が保有することとなる「番号」の範囲内において、今般の東日本大震災のような大災害時における預金等の払戻し及び保険金の支払いなどの事務に「番号」を用いることがこれに該当する。

IV 「番号」に係る個人情報とは

「番号」に係る個人情報とは、①「番号」、②情報連携基盤を通じた情報連携の対象となるものとして法定された社会保障及び税分野の個人情報、③（情報連携基盤を通じた情報連携の対象とはならないものの、）法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務において「番号」と紐付いて扱われる社会保障及び税分野の個人情報をいう。

具体的には、以下の情報がこれに該当することとなる。²¹

1. 社会保障分野

- ・ 国、日本年金機構、各共済組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、石炭鉱業年金基金又は適用事業所において、前記第3Ⅲ1.に掲げる年金分野の各手続のために保有される個人情報（注1）
- ・ 国、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合連合会、健康保険組合、各共済組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険中央会、適用事業所又は保険医療機関若しくは保険薬局等において、前記第3Ⅲ2.に掲げる医療分野の各手続のために保有される個人情報（注1）
- ・ 国、都道府県、市町村、広域連合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険中央会又は介護サービス事業者等において、

²¹ 番号法制定時に、更に具体的に、法律等により特定することとする。

前記第3Ⅲ3.に掲げる介護保険分野の手続のために保有される個人情報（注1）

- ・ 国、都道府県若しくは市町村又は社会福祉協議会において、前記第3Ⅲ4.に掲げる福祉分野の各手続のために保有される個人情報（注1）
- ・ 国又は適用事業所において、前記第3Ⅲ5.に掲げる労働保険分野等の各手続のために保有される個人情報（注1）

2. 税務分野

- ・ 国税に関する法令の規定により、「番号」を記載の上、税務署長等に提出された書類等により取得し、国税の賦課及び徴収に関する手続のために税務署長等が保有する個人情報（注1）
- ・ 国税に関する法令の規定により、税務署長等に提出する書類に「番号」と併せて記載するために法定調書の提出義務者等が保有する個人情報（注1）
- ・ 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により、「番号」を記載の上、地方公共団体の長に提出された書類等により取得され、地方税の賦課及び徴収に関する手続のために地方公共団体が保有する個人情報（注1）
- ・ 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により、地方公共団体の長に提出する書類に「番号」と併せて記載するために特別徴収義務者等が保有する個人情報（注1）

3. その他両分野共通のもの

- ・ 「番号」（注2）
- ・ 社会保障及び地方税の分野における手続のうち、地方公共団体の条例に定めるもののために保有される個人情報（注1）
- ・ 情報連携基盤を通じて提供を受けた個人情報（注1）

（注1）ただし、基本4情報その他これに類する、高度な秘匿性を有するとまで言えない情報のみの取扱い（その該当する行為が「番号」と紐付かない形で行われる場合に限る。）については、番号法の規制対象からは除き、一般の個人情報保護法制による規制の対象とすることとする。

（注2）「番号」を一定の関数、手順等を用いて変換することで（複数回にわたって変換することを含む。）、新たに符号を生成した場合であって、

生成した符号が「番号」と一対一に対応する関係にあるときは、生成した符号についても、「番号」に該当することとする。

V 「番号」に係る本人確認等の在り方

1. 本人確認及び「番号」の真正性確保措置

- (1) 「番号」の告知（法令の規定に基づいて書面に「番号」を記載することを含む。以下同じ。）を求めることのできる行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等（職員等には労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。）及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者²²（「番号」に係る個人情報を取り扱う委託を受けた者（再委託、再々委託等の場合を含む。以下同じ。）を含む。）又はその従業者等（従業者等には労働者派遣法に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。）その他法令の規定に基づいて書面に第三者の「番号」の記載を求められる者は、「番号」の告知を受ける際、本人確認を行うとともに、「番号」の真正性を確保する措置を講じるよう努めなければならない。
- (2) 「番号」を取り扱う個別具体の手續における本人確認及び「番号」の真正性確保等の在り方については、後記第 3 X の IC カードを活用した本人確認及び「番号」の真正性の確認を基本としつつ、手續ごとに要求される本人確認等の厳密さのレベルが異なることから、番号法には規定せず、個別法等で個別に規定する。また、民一官、民一民のそれぞれの取引の場面で求められる適切な認証の在り方について、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づく認定認証業務の活用を含めて検討を行う。

2. 「番号」のみで本人確認を行うことの禁止

何人も、著しく異常かつ激甚な非常災害への対応等特別の理由がある場合を除き、「番号」のみで本人確認をしてはならない。

²² 現時点では、金融機関又は源泉徴収義務者・特別徴収義務者等たる事業者等が考えられる。

Ⅵ 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置

1. 「番号」の告知義務

正当な利用目的で「番号」の告知を求められた者は、「番号」を告知しなければならず、正当な理由なく、「番号」の告知を忌避してはならない。

2. 「番号」の告知要求の制限

何人も不当な目的で「番号」の告知を求めてはならない。²³

3. 「番号」の虚偽告知の禁止

何人も虚偽の「番号」を告知してはならない。

4. 「番号」を利用する個別法による罰則の検討

正当な理由なく、本人確認等義務、告知義務、告知要求制限、虚偽の告知の禁止に違反した場合について処罰する規定を社会保障又は税務の個別法上設けることを検討する。

5. 「番号」に係る個人情報の閲覧、複製及び保管等の制限

(1) 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等は、職務の用以外の用に供する目的で、「番号」に係る個人情報を閲覧し、複製し、又はこれが記録されているデータベース等（データベースのほか、「番号」に係る個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の「番号」に係る個人情報を「番号」、氏名その他の記述等により容易に検索することができるように体系的に構成したものを含む。以下同じ。）を作成してはならない。

(2) 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者²⁴又はその従業者等は、正当な理由なく、「番号」の記録されているデータベース等を作成してはならない。

従業者（出向者、親子会社において親会社が一体的に人事管理等

²³ 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業以外に、他人の「番号」を知り得る業務としては、現在行われている多様な本人確認手段の一つとして、改良される住民基本台帳カードを活用することとなる本ＩＣカードを用いた本人確認が想定されるところである。

この場合、本人確認を実施する事業者において、利用し得る本人確認書類の一つとしてＩＣカードを挙示すること等が、実質的に「番号」の告知要求に当たり得ることから、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業以外に、一切の告知要求を禁止することは妥当でないと考えられる。

²⁴ 金融機関又は源泉徴収義務者・特別徴収義務者たる事業者等が考えられる。

を行っている子会社の従業者又は退職者等を含む。)の源泉徴収票の提出若しくは金融機関等による支払調書の提出等法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務に利用するため、「番号」の記録されたデータベース等を構築するに当たり、上記事務を含めた用途で利用されている既存のデータベース等に、「番号」を付加して作成するとき、又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者若しくはその従業者等が同事業者の従業者本人の同意が得られている目的の範囲内で、同人の個人情報を利用してデータベース等を作成する際に、同データベース等を法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務にも併せて利用するために、「番号」を付記するとき等正当な理由に該当する範囲を、可能な限り番号法又は同法の授權に基づく政省令に記載するなどの方法により、確定することとする。

- (3) 行政機関、地方公共団体、関係機関及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者以外の者は、何人も、業として、「番号」の記録されているデータベース等を作成してはならない。
- (4) 行政機関、地方公共団体、関係機関の職員等又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者若しくはその従業者等は、業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。²⁵
- (5) 事業者又はその従業者等が業務により「番号」(法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業により知り得た「番号」を除く。)を知った場合²⁶、当該「番号」を他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用し、又は文書、図画若しくは電磁的記録に記録して保管してはならない。²⁷

6. 「番号」に係る個人情報保護のための委託、再委託等に関する規制

- (1) 「番号」に係る個人情報の委託について、委託元の性質に応じて、行政機関個人情報保護法又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)における規制と

²⁵ 例えば、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者又はその従業者等が従業者の所得情報等(「番号」に係る個人情報(「番号」自体は除く。))を当該従業者の住宅斡旋等の福利厚生等の目的で同利用目的につき当該従業者の同意を得て利用することは「不当な目的」には該当しない。

²⁶ 「番号」が券面に記載されているICカードを本人確認書類として用いた場合が考えられる。

²⁷ 「番号」は、ICカードの裏面に記載するなど、「番号」ができるだけ複写されない措置を検討する。

同様の規制を課す。

- (2) 委託元となる行政機関、地方公共団体、関係機関又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者の許可又は明示の許諾を得なければ、「番号」に係る個人情報の取扱いの再委託、再々委託等を行うことはできないこととする。
- (3) 委託、再委託、再々委託等を受けた者は、「番号」に係る個人情報の安全管理のために相当な措置を講じなければならない。
- (4) 受託業務の従事者等は、委託元の職員等又は従業者等と同様の義務を負うこととする。

7. 「番号」に係る個人情報の電子計算機処理等に関する秘密についての守秘義務

行政機関、地方公共団体若しくは関係機関の職員等又は受託業務（再委託、再々委託等の場合を含む。以下同じ。）の従事者等は、職務に関して知り得た「番号」に係る個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

8. 「番号」に係る個人情報の安全管理措置義務

行政機関、地方公共団体、関係機関又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者は、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の「番号」に係る個人情報の安全管理のために、相当な措置を講じなければならない。²⁸

9. 「番号」に係る死者の識別情報の安全管理措置義務

行政機関、地方公共団体、関係機関又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者が、「番号」に係る死者の識別情報を、保存年限の規定等により保存している場合には、個人情報と同等の安全管理措置を講じるものとする。

10. 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認

(1) 「番号」に係る個人情報へのアクセス

ア 行政機関及び関係機関が保有する「番号」に係る個人情報のうち、不開示情報に該当しないことが事前に確定でき、かつ、マイ・

²⁸ 後記X Iの委員会及び個人情報保護についての既存の監督機関は、連携を図りながら、当該事業者において措置が確実に講ぜられるよう監督するものとする。

ポータル上で当該個人に開示を行っても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない情報については、マイ・ポータル上で開示できるものとする。地方公共団体が保有する「番号」に係る個人情報についても、当該地方公共団体の判断によりマイ・ポータル上で開示できるものとする。

イ 行政機関及び関係機関が保有する「番号」に係る個人情報のうち上記に該当しない情報についても、現在、書面で行っている開示請求手続、訂正請求手続及び利用停止請求手続をマイ・ポータルを経由して行うことができることとする。地方公共団体が保有する「番号」に係る個人情報についても、当該地方公共団体の判断により開示請求手続、訂正請求手続及び利用停止請求手続をマイ・ポータルを経由して行うことができるものとする。

(2) アクセス記録の確認

ア 情報保有機関による、情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報のやり取り（アクセス記録）について、その日時、主体、情報の種類、根拠等を、個人自ら確認できる仕組みを設けることとする。

イ 行政機関個人情報保護法第14条²⁹に規定される除外事由を踏まえ、必要に応じて除外事由を設けることとする。

ウ アクセス記録の確認は、本人確認を行った上で、マイ・ポータル上で行うほか、マイ・ポータルへの接続が困難な者等も確認できるようにその他の仕組みを設けて行うこととする。

11. 代理の取扱い

(1) 法定代理

ア 「番号」に係る個人情報の開示請求等について、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による代理行使を認めることとする。

イ 現行の行政機関個人情報保護法と同様、代理人による開示請求等がなされた場合、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は不開示情報とする。

ウ 上記の場合を不開示情報とするに当たり、利益相反のおそれのある情報が不用意にマイ・ポータル上で自動表示されないような措置等を講じることを検討する（注）。

²⁹ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）は行政機関個人情報保護法に準じているため、行政機関個人情報保護法のみ引用する。

(注) 例えば、類型的に利益相反のおそれのある情報については、マイ・ポータルを通じて開示請求等を受け付けたのち、行政機関の判断を経て、マイ・ポータル上で開示等を行うようにするなどの方法が考えられるが、利益相反のおそれのない情報についてまで過度にマイ・ポータル上での自動表示を控えることがないよう適切な措置を講じることを検討する。

(2) 任意代理

ア 本人自身で開示請求等を行うことが難しいものの法定代理人が存しない者が、「番号」に係る個人情報の開示請求等及びアクセス記録の確認を行えるようにするため、任意代理を認めることとする。その際、代理人への成りすましを防止するため、厳格な代理人確認手段をとるものとする。

イ 任意代理人による開示請求等がなされた場合についても、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は不開示情報とする(注)。

(注) なお、本人が開示請求等を行う場合でも、現行の行政機関個人情報保護法と同様、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は不開示情報とする。

12. 情報保護評価の実施

(1) 「番号」に係る個人情報の適正な取扱いを担保するため、「番号」に係る個人情報の保護に関する事前評価(以下「情報保護評価」という。)を実施し、情報システムの構築又は改修が「番号」に係る個人情報へ及ぼす影響を評価し、その保護のための措置を講じることとする。

(2) 行政機関及び関係機関は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムを開発又は改修する前に、情報保護評価を行政機関又は関係機関内で実施した上で、その結果をX Iで後述する内閣総理大臣の下に置く、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会に報告し、その承認を受けるものとする。³⁰

(3) X Iの委員会は、行政機関及び関係機関(義務付け対象者)向けガイドライン、並びに地方公共団体及び法令に基づき「番号」を取

³⁰ 地方公共団体及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者についても、自身の判断により、任意に情報保護評価を実施することができる。

り扱い得る事業者（非義務付け対象者）向けガイドラインを作成するものとし、情報保護評価の実施についての助言を行うことができることとする。ガイドラインには、情報保護評価を実施しなければならない情報システムについての基準や、情報保護評価の実施方法、実施手順等を記載することとする。

- （４）番号制度開始と同時に運用に供される情報連携基盤等のシステムについては、X I の委員会が設立される前に開発が行われることが想定される。そのため、個人情報保護ワーキンググループの下に情報保護評価サブワーキンググループを設置し、情報保護評価サブワーキンググループにてガイドラインを作成し、情報保護評価の実施についての助言等を行うこととする。

VII 「番号」を生成する機関

1. 組織形態

「番号」は住民票コードと一対一対応する新たな番号であり、その付番は住民票コードの住民票への記載事務と円滑に連携して行う必要がある。「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施するためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要となる。このため、「番号」の生成を行う機関（以下「番号生成機関」という。）については、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人（地方公共団体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人）とする。

2. 市町村長への「番号」の通知

番号生成機関は、市町村長に対し、住民票コードと一対一で対応する「番号」を指定し、市町村長に通知するものとする。

3. 情報保有機関との関係

- （１）番号制度導入時において、「番号」の告知を求めることのできる情報保有機関は、当該情報保有機関が保有する利用者に係る基本４情報を住基ネットの基本４情報と突合した上で、番号生成機関に対し、当該基本４情報に係る「番号」の提供を求めることができるものとする。
- （２）番号制度導入後において、「番号」の告知を求めることのできる

情報保有機関が、利用者から基本 4 情報及び「番号」の告知を受けた場合において、当該情報保有機関の保有する利用者に係る基本 4 情報及び「番号」と異なるとき又は当該情報保有機関が当該利用者の情報を有していないときは、当該情報保有機関は、番号生成機関に対し、当該利用者に係る基本 4 情報及び「番号」の提供を求め、これを確認することができるものとする。

VIII 情報連携

1. 「番号」に係る個人情報の提供等

- (1) 情報保有機関は、番号法又は番号法の授權に基づく政省令で、①情報連携基盤を用いることができる事務の種類、②提供する情報の種類、③当該情報の提供元・提供先等を規定した上で、情報連携基盤を通じて当該情報を提供することができることとする。
- (2) 情報保有機関は、情報連携基盤を通じて、他の情報保有機関の保有する情報の提供を求めることができることとし、自己の保有する情報の提供を求められた情報保有機関は、当該情報を情報連携基盤を通じて提供するものとする。³¹
- (3) 上記(1)(2)の際、「番号」は「民一民一官」で広く利用される「見える番号」であることから、個人情報保護の観点から、これを直接、個人を特定する共通の識別子として用いてはならないこととする。
- (4) 上記(1)(2)の例外措置として、(1)の法律等に規定されていないときであっても、著しく異常かつ激甚な非常災害への対応等特別の理由がある場合にX Iの委員会の許可を受けたときには、情報連携基盤を通じた情報連携ができることとする。
- (5) 情報連携基盤の運営機関及び情報保有機関は、情報連携に関連する業務に携わることができる職員をあらかじめ限定し、関係する端末やデータベースへのアクセスを適切な方法により制御するとともに、事後的な当該機関内又はX Iの委員会等による監査を受けるものとする。

³¹ 事業者からの法定調書の提出や制度上情報の共有が想定されている確定申告書等の国から地方団体への送付など、法令に基づき書面又は電子的手法を通じて情報収集がなされているものについては、情報連携に該当しない。

- (6) 情報連携基盤及び情報保有機関は、情報保有機関間で行われた情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報のやり取りに関するアクセス記録を、一定期間保存するものとする。
- (7) 情報連携基盤においては、大規模災害時や、重大な機器等の故障等が発生した場合においても業務を継続することができるような措置を講じるものとする。
- (8) 「番号」に係る個人情報を提供する行政機関は、当該情報及びその提供先について、行政機関個人情報保護法に基づく個人情報ファイルにあらかじめ記載するものとする。
- (9) 情報保有機関は、保有する「番号」に係る個人情報の正確性の確保に努めるものとする。

2. 情報連携の範囲

第2の2. に示した新たな制度、利便性やサービスの質の向上、行政事務の効率化等を実現するために、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を法案策定までに明らかにする。³²

なお、医療・介護等の分野での情報連携については、特に情報保有機関が相当数³³に上り非常に多くの情報がやり取りされることや、民間の医療機関等も含まれることから、法制上の特段の措置³⁴と併せて、負荷や費用の面で効率的なシステムとなるよう、特段の技術設計を行う方向で検討する。

3. 情報保有機関が保有する基本4情報の住基ネット基本4情報との同期化

- (1) 情報連携基盤とつなぐ情報保有機関は、番号制度導入時において、「符号」を自らが有する個人情報のデータベースと紐付けるため、自らが保有する基本4情報が住基ネットの基本4情報に突合するよう努めることとする。
- (2) 情報連携基盤とつなぐ情報保有機関は、(1) のため、住基ネットを通じて基本4情報の提供を求めることができることを住民基本

³² (注) 31 のほか、制度上情報の共有が想定されており現に書面又は電子的手法を通じて情報共有がなされている場合等、個別の事情を踏まえた取扱いについて検討する。

³³ 医療施設数：約 18 万（「医療施設調査（平成 21 年）」（厚生労働省））、介護サービス施設・事業所数：約 26 万（「介護サービス施設調査（平成 21 年）」（厚生労働省））

³⁴ 「第4 情報の機微性に応じた特段の措置」を参照。

台帳法に規定する。

- (3)(1)で住基ネットの基本4情報と突合した、情報連携基盤とつなぐ各情報保有機関が保有する基本4情報について、情報連携基盤とつなぐ各情報保有機関は、必要な頻度で住基ネットの基本4情報との同期化に努めることとする。

4. 情報連携基盤の運営機関

情報連携基盤の運営機関の具体的な組織の在り方については、引き続き検討する。

IX 自己情報の管理に資するマイ・ポータル

1. 設置

情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示することができるマイ・ポータルを設けることとする。

2. 機能

個人がマイ・ポータルを通じて、①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、③電子申請、④行政機関等からのお知らせの確認を行うことができることとする。

3. 業務継続措置

マイ・ポータルにおいては、大規模災害時や、重大な機器等の故障等が発生した場合においても業務を継続することができるような措置を講じるものとする。

4. 運営機関

マイ・ポータルの運営機関は、情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする。

X マイ・ポータルへのログイン等に必要なＩＣカード

1. 概要

自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認等を行うことができるマイ・ポータルにログインするため、また、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者等が本人確認をした上で「番号」を確認できるようにするため、ＩＣカード（その者に係る住民票に記載された氏名、住所、生年月日、性別及び「番号」その他政令で定める事項（以下「カード記載事項」という。）が記載され、かつ、現行の住民基本台帳カードに記録されている事項に加え、「番号」及び公的個人認証サービスの電子証明書その他政令で定める事項が記録された半導体集積回路が組み込まれ、現行の住民基本台帳カードの機能も有するカードをいう。以下同じ。）を交付できるようにする。

ただし、当該ＩＣカードの交付を受ける住民がＩＣカードに「番号」の記載を希望しない場合も考えられるため、その場合の対応について、引き続き検討する。

ＩＣカードは、住民基本台帳カードのこれまでの国及び地方公共団体における普及の拡大の取組の経過等を踏まえて、可能な限り、現行の住民基本台帳カード、住基ネットや公的個人認証サービス等を活用しつつ、住民基本台帳カードが有する機能等に加え、下記のとおり改良するものとし、住民基本台帳カードの交付同様、ＩＣカード交付時に厳格な本人確認を行い、不正取得の防止や偽変造の防止等のための適切な措置を講じることとする。

なお、利用者の利便性の向上を図るため、ＩＣカードの普及を前提としつつ、将来的には多様な本人確認等の手段を利用できるように検討する。

- （１）マイ・ポータルにログインするために、現在は署名サービスのみに限られている公的個人認証サービスに認証用途を付加する。
- （２）電子証明書の有効期間を現行の３年から５年に延長し、公的個人認証の利便性を高める。
- （３）民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大する。
- （４）「番号」の告知の際、「番号」の真正性を担保するため、ＩＣカードの券面に「番号」を記載し、ＩＣチップに「番号」を記録する。

2. 交付等

- (1) 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている住民に対し、住民が申請する場合には、当該住民に係るＩＣカードを交付するものとする。
- (2) ＩＣカードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、政省令で定める事項を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下「住所地市町村長」という。）に提出するものとする。
- (3) 住所地市町村長は、(2)の交付申請書の提出があった場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、ＩＣカードを交付しなければならない。
- (4) ＩＣカードの様式その他必要な事項は、政省令で定める。
- (5) ＩＣカードの交付を受けている者は、転入届を提出する場合には、当該転入届と同時に、当該ＩＣカードを市町村長に提出しなければならない。
- (6) (5)の規定によりＩＣカードの提出を受けた市町村長は、当該ＩＣカードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該ＩＣカードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。
- (7) (5)の場合を除くほか、ＩＣカードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があったときは、その変更があった日から１４日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該ＩＣカードの変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- (8) ＩＣカードの交付を受けている者は、ＩＣカードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。
- (9) ＩＣカードについては、公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間やＩＣチップの耐久性等を勘案して政令で定める有効期間を設けることとし、有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。
- (10) ＩＣカードの交付を受けている者は、当該ＩＣカードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該ＩＣカードを、住所地市町村長に返納しなければならない。
- (11) 以上に定めるもののほか、ＩＣカードの再交付を受けようとする場合における手続その他ＩＣカードに関し必要な事項は、政令で定める。

- (12) 市町村長その他の市町村の執行機関は、ＩＣカードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

3. 公的個人認証サービスの改良

- (1) 現在の署名用電子証明書の発行に加え、マイ・ポータルにログインする等、文書を伴わないアクセスにおける本人確認を行うため、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該措置を行った者が本人であることを示すために用いる認証用電子証明書の発行を行う。
- (2) 住民は、住所地市町村長を経由して、都道府県知事に対し、自己に係る署名用電子証明書及び認証用電子証明書（以下「電子証明書」という。）の発行の申請をすることができることとする。
- (3) 鍵ペアについては、申請者が住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて作成することとせず、住所地市町村が電子証明書を発行する際に厳格な本人確認を行うことにより他の方法で作成する。
- (4) 都道府県知事は、行政機関等の求めに応じ、署名用電子証明書と認証用電子証明書が同一の本人のものである旨を通知するものとする。
- (5) 電子証明書の有効期間は、原則として当該電子証明書の発行の日から起算して5年を経過する日とすることとする。
- (6) 署名検証者及び認証検証者は、現在の行政機関等だけでなく、民間事業者であって政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者を加えるものとする。
- これら以外の民間事業者が公的個人認証サービスの電子証明書を利用する場合には、本人の同意を得た上で、電子証明書を発行する認証局等が署名検証者及び認証検証者となることとする。
- (7) 署名検証者及び認証検証者に対し、電子証明書や失効情報の目的外利用の制限等の義務を設けるほか、署名用電子証明書と認証用電子証明書を適切に使い分ける義務を設ける。また、公的個人認証サービスの電子証明書のシリアル番号について、住民票コードと同様の告知要求制限を設けることとし、当該シリアル番号の告知要求制限の具体的な方法その他の保護措置についても引き続き検討していく。
- (8) 公的個人認証サービスが番号制度における重要な基盤となることや、認証局が署名検証者及び認証検証者となること、公的個人認証

サービスの利便性を高めるためには住基ネットとの連動が必要となることを踏まえ、公的個人認証サービスの認証局の事務は、Ⅶ 1. の地方共同法人が担うこととする。

X I 第三者機関

1. 設置等

(1) 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 委員会は、次のような業務を行う。

ア 行政機関、地方公共団体、関係機関又は「番号」を取り扱う事業者³⁵（以下「監督対象機関等」という。）による「番号」に係る個人情報の取扱いの監督

イ 「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情の処理

ウ 情報連携基盤及びその他の機関と接続する部分の監査

エ 情報保護評価の実施に関する助言及び報告書の承認

オ 番号法に係る適格認証手段の承認

カ 所掌事務に係る国際協力

キ 「番号」に係る個人情報の保護方策並びに番号法に関する普及啓発及び相談の受付³⁶

(3) 委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(4) 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。

(5) 委員には、関係法令及びIT技術に関する学識経験者、地方公共団体、民間等の関係者などを含める。委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

委員長は、緊急に対処すべき事態が生じた場合、必要があれば、いつでも委員会を招集できる。

³⁵ 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者及び前記Ⅵ 5. (5) の業務により「番号」を知った事業者をいう。以下同じ。

³⁶ 委員会は、普及啓発等の業務を通じて、いわゆる過剰反応の防止にも努めることとする（また、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の番号法の規定の適用対象となるかどうかについては、番号法を所管することとなる行政機関の法令適用事前確認手続を利用することも考えられる。）

2. 権限・機能等

委員会は、以下の権限・機能を有する。³⁷なお、通常は、委員会による監督等は、監督対象機関等に係る既存の監督体制による監督等を前提とし、できる限り効率的に行う。

(1) 問題の発見・調査に関する権限・機能

ア 委員会は、監督対象機関等に対し、「番号」に係る個人情報の取扱いについて、資料の提出及び説明等を求めることができる。³⁸

イ 委員会は、監督対象機関等による「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情について、相談に応じ、調査することができる³⁹。

ウ 委員会は、「番号」を取り扱う事業者又は関係機関に対し、「番号」に係る個人情報の取扱いに関し、報告させ、職員に事務所等に立ち入り、関係する書類等を検査させ、関係者への質問をさせることができる。

エ 委員会は、行政機関及び地方公共団体の「番号」に係る個人情報（犯則調査又は犯罪の捜査等一定の事由を目的として保有されている場合は除く。）の取扱いについて実地の検査をすることができる。

(2) 発見・調査した問題を解消する権限・機能

ア 委員会は、監督対象機関等に対し、必要な助言・指導をすることができる。

イ 委員会は、監督対象機関等が番号法等の規定に違反した場合、監督対象機関等に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

ウ 委員会は、事業者及び関係機関が正当な理由がないのに勧告に係る措置をとらなかったとき等は、その勧告に係る措置等をとるべきことを命じることができる。

エ 委員会は、地方公共団体の「番号」に係る個人情報の取扱いが法令の規定に違反していると認めるとき等は、内閣総理大臣に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 5 又は第 245

³⁷ 第三者機関の組織形態によっては、内閣総理大臣を介して勧告等を行うこととする。

³⁸ 資料の提出及び説明等の要求について、後記エと同様に犯則調査又は犯罪の捜査等一定の事由に関連する資料等は除かれる。

³⁹ 委員会は、「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情について、官に対するものと民に対するものとを問わず、その窓口となり、官民に対する各種の調査権限を駆使して調査を実施し、問題となる事象が判明した場合は、当該調査の対象となっている機関に対し、助言、指導、勧告等を行い、救済を図る。

条の7に基づき当該地方公共団体に対して違反の是正等のため必要な措置を講じることを求め、又は講じる措置に関し、必要な指示をするよう勧告することができる。

オ 委員会は、行政機関において勧告に係る措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政機関の長に対して当該措置の速やかな実施を求めるよう勧告することができる。

(3) 情報連携基盤等の監査及び情報保護評価に関する権限・機能

ア 委員会は、情報連携基盤及びその他の機関と接続する部分を、その稼働前に監査するとともに、情報連携基盤を随時監査する。

イ 委員会は、行政機関、地方公共団体、関係機関及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者に対し、情報保護評価の実施に関し助言できるとともに、行政機関及び関係機関が提出する報告書を承認することができる。

(4) その他

ア 委員会は、前記Ⅷ 1. (1) の法律等に規定されていないときであっても、著しく異常かつ激甚な非常災害への対応等特別の理由がある場合には、情報連携基盤を通じた情報連携を許可することができる。

イ 委員会は、番号制度又は同制度における個人情報保護のための方策に関する重要事項について内閣総理大臣に対して意見を述べることができる。

ウ 行政機関が「番号」に係る個人情報に記載されているデータベース等を保有等しようとするときは、一定の場合を除き、あらかじめ、委員会に対し、同ファイルの名称、利用目的及び経常的な提供先等を通知するものとする。

X II 罰則

以下の行為又は者を処罰する罰則を創設し⁴⁰、必要に応じて国外犯処罰規定及び両罰規定を設ける。

⁴⁰ 番号法においても、原則として、刑法（明治40年法律第45号）総則の規定が適用されることから（同法第8条）、罪を犯す意思（故意）がない場合は処罰されない（同法第38条第1項）。

これらの罰則の更に具体的な内容や法定刑、他の罰則の必要性、社会保障又は税務の個別法における処罰範囲の拡大・法定刑の加重の可否等について制度全体の在り方を踏まえ、検討を進める。

1. 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等を主体とするもの⁴¹

- (1) 行政機関、地方公共団体若しくは関係機関の職員等又は受託業務の従事者等（以下「行政機関の職員等」という。）が、正当な理由がないのに、「番号」の記録されているデータベースを提供した行為
- (2) 行政機関の職員等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報を提供し、又は盗用（自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。以下同じ。）した行為（「番号」を、「番号」に係る他の個人情報と併せずに提供する場合を除く。）
- (3) 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、「番号」が記録されている文書、図画又は電磁的記録を収集した行為
- (4) 前記Ⅵ 7. の「番号」に係る個人情報の電子計算機処理等に関する秘密についての守秘義務に違反して電子計算機処理等に関する秘密を漏らした者

2. 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの

- (1) 「番号」を取り扱う事業者若しくはその従業者等又は受託業務の従事者等（以下「番号」を取り扱う事業者等」という。）が、正当な理由がないのに、「番号」の記録されているデータベースを提供した行為

「番号」に係る個人情報を取り扱う委託を受けた者に対して提供するとき、従業者（出向者、親子会社において親会社が一体的に人事管理等を行っている子会社の従業者又は退職者等を含む。）の人事管理・福利厚生のために必要で、第三者への提供につき当該従業者の同意があるとき、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者の事業が、合併、分社化、営業譲渡等により承継されるに際し、「番号」の記録されているデータベースを移転するとき、又は法令に基

⁴¹ 1 (1) から (3) までについて、行政機関個人情報保護法第 53 条から第 55 条までに規定される罰則より法定刑を引き上げること検討する。

づき提供するとき等正当な理由に該当する範囲を、可能な限り番号法に記載するなどの方法により、確定することとする。

- (2) 「番号」を取り扱う事業者等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報を提供し、又は盗用した行為（「番号」を、「番号」に係る他の個人情報と併せずに提供する場合を除く。）

「番号」に係る個人情報を取り扱う委託を受けた者に対して提供するとき、従業者（出向者、親子会社において親会社が一体的に人事管理等を行っている子会社の従業者又は退職者等を含む。）の人事管理・福利厚生のために必要で、第三者への提供につき当該従業者の同意があるとき、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者の事業が、合併、分社化、営業譲渡等により承継されるに際し、「番号」に係る個人情報を移転するとき、又は法令に基づき提供するとき等正当な理由に該当する範囲を、可能な限り番号法に記載するなどの方法により、確定することとする。

- (3) 詐欺等行為又は管理侵害行為（不正アクセス行為その他の保有者の管理を害する行為をいう。）により、「番号」に係る個人情報を取得した者
- (4) 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者が保有する「番号」に係る個人情報の記録されているデータベース等に虚偽の記録をした者⁴²
- (5) 前記X I 2. (1) ウによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒むなどし、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (6) 前記X I 2. (2) ウによる委員会の命令に違反した者

3. 委員会の委員長等に対する守秘義務違反

委員会の委員長、委員又は職員等が職務上知り得た秘密を漏らした行為⁴³

⁴² 事業者が保有する「番号」に係る個人情報が記録されているデータベース等に虚偽の記録をする行為について、刑法第 161 条の 2 第 1 項の私電磁的記録不正作出罪等で対処できるものがあると考えられるが、対処できないものも想定されることから、これらに対処するために新たに罰則を設けることとしたものである。これに対し、行政機関等が保有する「番号」に係る個人情報ファイル又はデータベースに虚偽の記録をする行為については、基本的に、公電磁的記録不正作出罪や虚偽公文書作成罪等の刑法所定の罰則で対処できると考えられる。

⁴³ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）上の守秘義務違反の罪より法定刑を引き上げ

XⅢ 法人等に付番する番号

1. 付番

次に掲げる法人等に対し、「法人番号」を付番する。その際、登記のある法人等については、法務省が有する 12 桁の整数からなる会社法人等番号の法令上の根拠を明確化した上で、これを基礎として付番することとし、法務省及び国税庁において、そのための所要の措置を講じることとする。また、会社法人等番号を有しない登記のない法人等に対しては、国税庁において、登記のある法人等に係る会社法人等番号と重ならない番号を付番することとする。「法人番号」の付番の所管は、国税庁とする。

- (1) 国の機関及び地方公共団体
- (2) 登記所の登記簿に記録された法人等
- (3) 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
- (4) (1) から (3) に掲げる法人等以外の法人（国税に関する法令の規定により法人とみなされる者を含む。）で、国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務若しくは特別徴収義務若しくは法定調書の提出義務を有し、又は法定調書の提出対象となる取引を行うものの

なお、法人等の支店や事業所に関しては、必ずしも会社法人等番号を有していないこと等から「法人番号」の付番は行わない。他方、国税の源泉徴収義務と地方税の特別徴収義務の両方を有する法人等の支店や事業所が相当数あることから、国税の源泉徴収義務者について国税当局内部で活用している番号を地方税当局と共有し、地方税当局及び徴収義務者の事務処理の効率化を図ることとする。

2. 変更

会社法人等番号は平成 24 年度以降、管轄登記所外への移転登記又は組織変更の登記を行っても変更されない仕組みとなる予定であり、「法人番号」についても同様に、変更しないこととする。

また、重複付番を避けるためにも一度使用した番号は再利用しないこととする。

ることを検討する。

3. 通知

国税庁長官は、付番した「法人番号」を当該法人等に書面により通知するものとする。

4. 検索及び閲覧

「法人番号」は、広く一般に公開されるものであり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用するものとする。

このため、法人等に対する付番機関においては、国民の利便性に配慮し、法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号。以下「法人等基本3情報」という。）の検索、閲覧ができるサービスをホームページ等で提供することとする。

5. 「法人番号」の適切な利用に資する各種措置

「法人番号」についても、前記Vの告知を受ける際の本人確認及び「番号」の真正性確保、VI 1. の告知義務、VI 3. の虚偽告知の禁止等、番号制度を適正・円滑に運営するために必要な措置については、個人に付番する「番号」と同様の措置を講じる。

6. 法人等付番機関

- (1) 法人等付番機関は、会社法人等番号を活用して法人等に付番するため、法務省に付番対象である法人の登記に記録されている事項のうち、法人等基本3情報及び「法人番号」の運用・管理に必要な情報の提供を求めることができる。
- (2) 法人等付番機関は、法務省から提供のあった付番対象である法人の登記簿に記録されている事項及び「法人番号」を適切に管理しなければならない。
- (3) 法人等付番機関は国税庁に必要な体制の整備を検討する。

第4 情報の機微性に応じた特段の措置

社会保障分野、特に医療分野等において取り扱われる情報には、個人の生命・身体・健康等に関わる情報をはじめ、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報の漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるとして医療分野等の個別法を検討することが衆参両院で付帯決議されている。

今般、番号制度の導入に当たり、番号法において「番号」に係る個人情報の取扱いについて、個人情報保護法より厳格な取扱いを求めることから、医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。なお、法案の作成は、社会保障分野サブワーキンググループでの議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行う。